

岩手県立胆沢病院テナント営業(院内売店・食堂)に係る質問の回答等について

岩手県立胆沢病院長

本書は、医療局不動産管理規定に基づく不動産使用許可によるテナント事業者を選考するにあたって、応募予定者の公平性や選考の透明性を高め、同一条件下で営業計画書を策定していただくため、先に開催の説明会で「テナント営業募集要項」等資料に関して質問のあった事項及び説明会終了後に寄せられた照会事項に対して、現時点において可能な限り回答するものです。

なお、本書に記載した内容によりテナント事業者として決定した後の営業環境等を担保するものではないことをご承知願います。

1 問、 選考内容の公平性を保つため、評点者には審査書類（応募書類）上から応募者を特定できないようにするとあるが、売店事業者と提携してフランチャイズ事業として展開する場合に、フランチャイズを行うコンビニのイメージやロゴは掲載してもよいのか。

答、 掲載して差し支えありません。ただし、応募者が特定できる部分については、特定できないように処理を行いますので、ご留意願います。

2 問、 「出店及び営業計画書（様式2）」について、記入欄の幅を広めることは可能か。

答、 記入欄の幅については適宜調整して差し支えありません。

3 問、 各提出書類の所在地の記載について、支店がある場合は支店住所を記載するのか。

答、 支店住所で記載しても差し支えありません。

4 問、 現在の院内売店及び食堂の営業時間は、（売店：（平日）午前7時～午後7時、（土日祝）午前8時～午後5時、食堂：（平日のみ）午前11時～午後2時まで）の営業となっているが、現行の営業時間の条件から変更ないということか。

答、 お見込みの通りです。

5 問、 個別条件に、入院セットサービス事業者と連携するとあるが、入院セットサービス事業者は変更となる場合があるのか。

答、 変更となる場合があります。

6 問、 今回の説明会に参加していない業者でも、質問をしてもいいのか。

答、 差し支えありません。

7 問、 質問事項に対する回答書は、特定の業者にのみ公表するのか。

答 質問事項に対する回答書は、当院ホームページに掲載します。